日本は米・ の役割を果たすことが必要 欧 新興国の間で の合意形成を目指す仲介

米国IT企業などが税負担を逃れてい 議論の背景、 て影響の大きいものです。そこでこの 国経済の将来像を考えてい でした。この問題は長らくOECDな ることにどう対応するか、という問題 央銀行総裁会議が開催されました。そ 考えてみたいと思います。 どで議論されてきた問題で、今後わが 済の発達に税制が適切に対応できず、 の際の主要課題の一つは、 6月8、 9日と福岡でG20蔵相 今後の行方などについ デジタル経 く上で極め 7

デジタル経済の発達と税

人デー たデジタルサービスの提供、個人をタ です。 モデルが生み出されました。 1 の販売だけでなく、 アップル)に代表される米国IT企業 サービスを提供するのは、GAFA(グ ンライン広告、 ットフォームを提供することで、 ・ゲットとした広告収入、さらには個 グル、 ングなど、これまでにないビジネス イーコマ シ 彼らは、取引の基盤となるプラ タ タの販売など多様なビジネスモ アマゾン、 ネット クラウドコンピューテ ・ス(電子商取引)、 の急速な発達に 音楽や書籍といっ フェイスブック、 これらの 物品 オ

> グデー 「デジタル経済」と呼んでいます。 デル 用の創出や経済活性化に役立つととも 無形資産で、 て分析し作り上げたビジネスモデルや なるのは、ユーザーから入手したビッ 巨額の利益を得ています。 をグロー タをアルゴリズム・AIによっ そのような経済を一般に バ ルに展開 ï 新たな雇

払っていません。 た利益について、 いますが、日本人相手にビジネスをし ットプレイスを通じて物品を販売して ましょう。例えばアマゾンは、マ GAFAのビジネスモデルを見てみ それは、 わが国に法人税を支 わが国に存 ーケ

て法人税は課税されていません。 アマゾンがわが国で上げる利益に対し の租税条約が改定されていないため、 されたのですが、いまだ日本と米国と してOECDで見直され国内法も改正 です。実はこの原則は、時代遅れだと ないという国際課税の原則があるから 権の根拠となる支店や工場とい 在するのは、 (恒久的施設) がなく課税権が及ば 巨大な倉庫だけで、 ・ったP 課税

E

ット広告に結び付けて収益を上げてい 人情報をベースに、 ービスを提供していますが、 またグーグルは、 企業が支払う広告の出稿料は、 の海外子会社に払われるの オンラインターゲ 我々に無料で検索 その個

> 国では課税されていません。 方法がないということです。 そのビジネスにおける利益はわが 課税する

させることが可能なためです。 益を、 契約により容易に所有権を移転させる ような有形資産と違って、無形資産は、 留保しています。これが可能な理由は、 などの軽税率国やタックスヘイブンに 使って、アイルランドやシンガポール に軽課税国やタックスヘイブンに移転 利益の根源が、 グローバルに活動して上げた巨額の利 クなビジネスモデルである無形資産 更にGAFAなど巨大IT企業は、 巧妙なタックスプランニングを 商標権など)なので、 彼らが作り上げたユニ 工場の 容易

ことが可能なのです。

ことになるわけです。 分な税の負担を行っていない、 ら利益を上げているにもかかわらず十 市場国)からみれば、 この結果、消費者のいる国 彼らは、 (消費国 という 自国か

法人税収の と試算しています。これは、 とで世界の法人税収は、 タックスヘイブンに利益を移転するこ 換算すると10~ 400億ドル、 金額です。 OECDは、 4 10%に相当する巨額な 24兆円も失われている 米国IT企業などが 1ドル100円として 1 0 0 0 0 2 全世界の

2、問題は税収と競争条件

保障費の増大など慢性的な財政赤字に 課題となっています。 悩まされており、税収の確保は最重要 一方、各国は、 高齢化の下での社会

内企業やさらには伝統的企業(例えば また、 同様のビジネスをしている国

47

大蔵省主税局総務課長、大阪大学法学研究科教授、 などを経て現職。ジャパン・タックス・インスティチュ 識のウソ」など。 1950年、広島県生まれ。京都大学法学部卒。法学博士。 財務省財務総合政策研究所長、 著書に「税で日本はよみがえる」「消費税、 中央大学法科大学院教授 東京税関

所長も兼務。

もりのぶ・しげき

東京財団政策研究所

研究主幹

件(レベルプレイングフィールド) 調査結果を公表しています。 アマゾンに対する小売店) との競争条 スモデルの23・2%の半分以下という 税負担率は9・5%で、伝統的ビジネ 州委員会は、デジタルビジネス企業の 不公平という問題が生じています。欧 O

相・中央銀行総裁会合で、2020年 議論が始まったのです。6月のG20蔵 Shifting = 税源浸食と利益移転)プロ 最終報告書の公表と、それまでのロー 納税地のかい離」を防ぐ具体案作りの ジェクトが設けられ、「価値創造地と いの形形の (Base Erosion and Profit 作業をOECDに命じ、OECD部内 ような国際的租税回避を防ぐ具体案の ドマップが承認されました。 そこで、G20は2012年に、この

3、どのような議論が 行われてきたのか

では、これまでどのような議論が行

このようなユーザーの価値創造参加と 値形成に参加していることがその理由 という内容の合意ができそうです。 場合には、消費国にも課税権を認める 消費国と継続的な関係を構築している 的な収入を得るなど、ユーザーのいる は、国境を越えるデジタル取引で定期 のかという問題です。この点について 国(市場国)のどちらに課税権がある われてきたのでしょうか。 ある消費国(市場国)にも課税権を配 いう点に着目し、ユーザーの所在地で トフォームの価値が上がるわけです。 ー)したことになり、相手側やプラッ ボタンを押すと相手側を評価(レビュ いう名の消費者が、 デジタル経済の下では、ユーザーと 第1は、生産国(居住地国)と消費 例えばユーザーが、「いいね」 積極的に企業の価

うに利益を配分するかという合意をす 分するということです。 次に、課税権があるとして、どのよ

> 的な配分ルールです。 国) と消費国 (市場国) 上げる巨大な利益の、生産国(居住地 る必要があります。多国籍IT企業の の間での具体

economic presence) があるとして消 「重要な経済的存在」(significant 続的な関係を構築している場合には に着目する米国案、最後に、市場国か う無形資産 (marketing intangibles) 国で利益を上げるために作り上げた顧 在地国(消費国・市場国)に配分すると な参加(user participation)により生 います。これらの案を、来年1月には 費国・市場国でも課税するインドなど ら定期的に収入を得たりデジタルで持 客基盤などのマーケティング活動とい じた利益に対する課税権をユーザー所 があります。 1つに収斂させたいというスケジュ の途上国案の3つがテーブルに乗って いう英国案、次に、企業が消費国・市場 この点については、大きく3つの案 まず、ユーザーの積極的

が課税できるルールを導入するという

自のデジタル課税との関係です。

ル

が今回合意されています。

注目すべき点は、課税見直しの対象

いても、 という意図があります。この税制につ 方法です。複雑ですが、すでに米国の などの支払いをした場合、支払会社側 関連企業に、ロイヤルティーの使用料 え方です。次に、軽課税国に所在する 算して課税するという考え方で、現行 ており、それを各国にも導入させよう の損金算入を認めず、課税するという 食されることになるので、その支払い の国(先進国など)の課税ベースが侵 のタックスヘイブン対策税制と似た考 へ帰属する所得は、親会社の所得と合 考え方です。 トランプ政権は、類似の税制を導入し まず、軽課税国に所在する子会社等 現在検討されています。

的には、デジタル経済の下でビッグデ で拡大していくかという点です。具体 れた企業(事業)だけでなく、どこま が、GAFAなど高度にデジタル化さ

- タを収集しAIを駆使した無形資産

4、欧州諸国はしびれを 切らして独自課税

れており、

国際的に最低限の税率を定

す。これはミニマム・タックスと呼ば ても導入に向けて議論が進んでいま んが、第2の柱と呼ばれる税制につい

もう一つ、あまり報道されていませ

入れられないとくぎを刺しています。 わけ米国は、GAFA狙い撃ちは受け きはなかなか難しいものがあり、 された企業(事業)なのか、という線引 ということです。どこまでがデジタル化 車産業(事業)まで拡大していくのか、 を活用して稼ぐIoTや自動運転自動

とり

れは、欧州各国が導入し始めている独 もう一つ大きな問題があります。そ

益を移転されている国(先進国など) に利益を移転するような場合には、利 めた上で、それを下回る国(軽課税国)

> 次ページ)。 作り、準備を始めています(図表1= Services Tax=以下DST)の法律を 独自にデジタルサービス課税(Digital フランス、英国、スペインなどは、

税すると言明しています。 中ですが、まとまればさかのぼって課 の導入を決めました。現在国会で審議 ン広告に売り上げの3%を課すDST プラットフォームサービスやオンライ フランスは、2019年1月から3 一定規模以上の売り上げのある

U・G20・OECDの検討には参加し には適用しない」ことや、 ます。ただしこれらの国も、「それ以 ルサービス税を導入すると公表してい り上げに2%の税率で課税するデジタ ていくことなども表明しており、 前にOECDで国際合意ができた場合 ットフォームサービスや広告などの売 英国も、2020年4月から、プラ 引き続きE

図事2 法人科と関接部の比較

図衣2 法人代と间接代以此戦					
	法人税(OECDで議論されている新たな 課税権)	間接税(デジタルサービス税などの独自 課税)			
骨子	新たなネクサスを定義し帰属する所得を 計算	デジタルサービスの売上に課税(間接税)			
納税義務者	デジタルサービスを提供する事業者に限 定しない可能性もある	デジタルサービスを提供する事業者(但 し、一定額以上の売上がある大手事業者 に限定)			
課税対象	法人の利益。具体的な利益の配分方法に ついて複数の提案がなされている	オンライン広告の売上、プラットフォーム提供の手数料売上など			
留意点	導入にあたり、既存の租税条約の改定が 必要	導入にあたり、租税条約の改定は不要。 WTO等の義務(内外無差別)に従い、国 内事業者も同様に対う必要がある			
	居住地国で外国税額控除の対象になり得る	居住地国で外国税額控除の対象にならない。但し損金算入は可			

ます。また、自動運転・ ラットフォー ネスモデルに対応した税制を構築して 国にとっても、GAFAなど新たなビジ う対応していくべきでしょうか。 いくことの必要性は大きいといえます。 一方、わが国にも国際的に活動するプ IoTなどデー

という議論もあります。 じており、 そこに課税根拠を見つける

5、今後の展開とわが国の立場

することとなったのです。 で対立していますが、 州と米国は、 構図が崩れ始め、「米IT企業・米政府」 の側に立つ姿勢を見せたことからこの 国でトランプ政権が誕生し、 できます。 る企業と国家の攻防ととらえることが この議論は、「富(無形資産)」を巡 います。トランプ政権発足以降、欧 「国家」という構図です。 「欧州・途上国(消費国)」となっ つまり「多国籍IT企業」 貿易戦争やNATO問題 税の問題も対立 G A F A しかし米

この新たな構図の中で、 ム企業が誕生しつつあり わが国はど わが

図主4 吸収を図り独立部投り無無

図表1 欧州各国の独自課税の概要					
	英 国	フランス	イタリア	スペイン	
提案	2018年10月予算演説	2019年3月法案提出	.2018年12月(19年予 算案)	2019年1月法案提出	
施行	2020年4月(予定)	2019年1月	2019年	2019年	
税の類型	売上税	売上税	売上税 (「ウエブタッ クス」)	売上税	
課税標準	売上(グロス)	売上(グロス) ・	売上 (グロス)	売上(グロス)	
税率	2%	3%	3%	3%	
対象とな る事業	検索、SNS、マーケッ トプレイスの提供	プラットフォーム提 供、オンライン広告	EU案とほぼ同様	EU案とほぼ同様	
売上規模	全世界5億ポンド (720 億円) かつ自国内で2.5 千万ポンド (36億円)	全世界7.5億ユーロ(960 億円)かつ、自国内で 2.5千万ユーロ(32億円)	全世界7.5億ユーロ(960 億円)かつ、自国内で 550万ユーロ(7億円)	全世界7.5億ユーロ(960 億円)かつ、自国内で 300万ユーロ(3.8億円)	
税収見込	4年で15億ポンド (2160億円)	4年で20.5億ユーロ (2624億円)	1.5億ユーロ(192億円)を計上(19年)	12億ユーロ (1536億円)	
(東京財団政策研究所作成					

(東京財団政策研究所作成)

付きの導入といえます。

のとおりです。 デメリットを比較すると図表2 起こします。 外れかねないという問題も引き い離」の是正という考え方から ある「価値創造地と納税地のか BEPSプロジェクトの目的で さらには、そもそもOECD 自国企業も負担することにな の内外無差別原則があるので、 う問題があります。またWTO り経済的な非効率が生じるとい っては二重課税や赤字課税にな 入できます。 ・は是正されないなどの問題、 GAFAとの競争上の不公

約の問題がなく、各国独自に導 率を課す間接税なので、 ではなく売り上げに一定率の税 これらの税制は、 この問題は、 一方で、 双方のメリット、 GAFA に課税 法人所得税 企業にと 租税条 は意外なところにもあります。それは、 帰属所得(帰属消費)や消費者余剰と スを享受する消費者に課税するのかと いう議論です。 いう問題でもあります。 もっとも、

の財の価格を差し引いた金額が多く生 者が払ってもよいと考えた金額からそ などで莫大な消費者余剰、 ている)と考えることも可能です。 で、「無料検索サービス」と「個人情報」 を活用して広告収入に結びつけるわけ グーグルは、そのユーザーの個人情報 所得が生じているというとらえ方です。 料ということはユーザーにその分帰属 りのコストがかかるわけで、それが無 本来様々な知識を得るためにはそれな は無料検索サービスを提供しています。 また、消費者にはネットワーク効果 グーグルを例にとると、 ター取引している(所得を得 ユーザ つまり消費

でしょうか。 が国産業の将来像、自動運転やIoT たすことが必要でしょう。 での合意形成を目指す仲介の役割を果 大きな問題が生じます。わが国は、そ 二重課税・赤字課税という問題だけで ばらばらに独自の税制を導入すれば、 応が必要ではないでしょうか。各国が 開を考えている企業も多く存在します。 注意を払っていくことが必要ではな 産業の今後の発達や展開を勘案して、 れを避けるべく、 Dでの協調行動が台無しになるという タを活用してグローバルなビジネス展 むやみに課税の範囲が拡大しないよう これらを踏まえると、次のような対 これまで積み上げてきたOEC 米・欧・新興国の間 その際、

という大変困難な課題の解決が求めら 税収を確保しつつ適切に配分していく れています。 全な発展をつぶすことなく、 いずれにしても、 デジタル経済の健 各国が

間接税を正当化する理論

するのか、それともGAFAのサー